



北九州市宿泊税検討会 — 第2回協議資料 —

令和5年8月9日
北九州市産業経済局観光課



現行制度

①税率

税率 (1人1泊あたり)	内訳
200円	北九州市 150円
	福岡県 50円

②納税義務者

市内の宿泊施設の**宿泊者に課税**
(旅館業法に規定する旅館業に係る施設、
国家戦略特別区域法または住宅宿泊事業
法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅)

③徴税方法・徴税義務者

特別徴収の方法による特別徴収義務者
は**宿泊施設の経営者**

④使途

- 北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する。
- 今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する。
- 既存施策への単純な充当は行わない。

第1回宿泊税検討会での主な論点

1.宿泊税制度全般

- 徴収する方法が複雑になると手間がかかる。現在の徴税方法はスムーズで、税率も分かりやすいので、**今の制度の継続で問題ない**。
- **現行制度は分かりやすくいい**。徴収する宿泊施設からすると分かりやすい制度が望ましい。
- 税の制度自体は福岡県と一体的に方向性を考えるべき。

2.使途全般について

- 限りある財源を有効活用するため、重要施策を定めて、重点的に取り組むなど、短期集中で取り組むものと長期的に取り組むものに分けるなど、**メリハリをつける必要がある**。
- 狭義の観光客にも、出張などビジネスでの来訪者にも、ホテルを利用する市民にも、納得してもらえるような使途に取り組むことが重要。

3.修学旅行について

- 修学旅行生への課税は継続するが、その分を**別の形で還元する施策**を検討してもいい。

4.宿泊施設への支援について

- 人手不足が課題のひとつ。**雇用の支援**や**外国人雇用の際の住宅の支援**などのサポートができないか。
- 短期でも働いてもらえる方を含む、料理人などの**人材マッチング**に宿泊税を活用する方法はないか。

5.情報発信について

- 北九州に来てもらう人数を増やすことが重要。**魅力の発信、訴求**をしっかりと行うことが大切。

6.市内周遊・市内での観光消費の拡大について

- 周遊パスと歴史文化を伝えるガイドとを組み合わせれば、**北九州ならではのコンテンツ**が作れる。
- **おみやげものの開発**は重要。買いたいと思えるアイデアや仕組みづくりの支援が必要。
- 皿倉など日本一の夜景を活かし、**宿泊を促す仕掛け**を考えるべき。

7.インバウンド対策について

- 観光振興プランでは切り込み不足。行政には、**周りがわくわくするようなこと**を考えてほしい。
- 一方で、インバウンドだけに偏らないような視点も必要。

8.観光関連データの収集・活用、DMOへの支援について

- **観光関連データの収集、分析**は今後重要。DMOも同様の考えなので、DMOへの支援にもなる。

今後の制度のあり方(案)

① 税率 ② 納税義務者 ③ 徴税方法・徴税義務者について

① 税率

税率 (1人1泊あたり)	内訳
200円	北九州市 150円
	福岡県 50円

免税点、課税免除とも設けず

② 納税義務者

市内の宿泊施設の**宿泊者に課税**
(旅館業法に規定する旅館業に係る施設、国家戦略特別区域法または住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅)

③ 徴税方法・徴税義務者

特別徴収の方法による特別徴収義務者は**宿泊施設の経営者**



① 税率、② 納税義務者、③ 徴税方法については、

現行制度の内容を継続。

ただし、福岡県の検討状況との整合性などについての留意が必要。

今後の制度のあり方(案)

④ 用途の大きな方向性について

④ 用途

- 北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する。
- 今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する。
- 既存施策への単純な充当は行わない。



考え方1

北九州市観光振興プラン(令和5年4月改訂)に基づく施策に充てる

宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実などに充てられており、北九州市の観光振興に関する基本的な方向性を示す、観光振興プランに基づいた施策に充当されるのが妥当である。

考え方2

市内周遊、市内での消費拡大などにつながる施策に充てる

観光が市の基幹産業として継続するよう、市内周遊、市内での消費拡大に資する施策に充当する。

考え方3

重点施策を定め、メリハリのある取組を行う

第1回宿泊税検討会で議論された、インバウンド対策など、重点施策を定め、早急に対応すべきものと、観光施設や宿泊客の受け入れ環境の整備など、長期的な視点で継続的に取り組むべきものに分けて、効果的かつ効率的な事業運営を行う。

考え方4

既存施策の単純な充当は行わない

データに基づく分析などを行った上で、観光客・宿泊客の増加につながり、観光振興プランのKPI達成に資するよう、既存事業への単純な充当ではなく、時代の要請にあった新規事業や既存事業の拡充に充てる。

- 今後の事業実施にあたっては、観光を取り巻く状況や税収見込みに応じて、各年度の予算編成時に検討していく。
- 今後も、観光振興プランの前半の取組期が終了する令和7年時点や、5年ごとに行う条例の施行状況の検討の際などにあわせて、必要に応じて宿泊税のあり方や用途などの状況の確認・評価、見直しなどを行う。